

建管第 995-5号
令和元年12月20日

関係各団体の長 様

埼玉県国土整備部建設管理課長
(公印省略)

「埼玉県土木工事成績評定要領」の一部改正について

標記について、下記のとおり一部改正を行ったので参考送付します。

記

1 主な改正内容

考查項目別運用表の一部改正

(1) 担当監督員評価項目 (1. 施工体制)

「書類を共通仕様書及び諸基準に基づき、適切に作成し、整理している」
⇒「共通仕様書及び諸基準に基づき、工事書類の簡素化の趣旨に則り、工事書類を適切に作成し、提出または提示している。」

(2) 総括監督員評価項目 (4. 工事特性)

「緊急時に対応が特に必要な工事」

⇒「事故や災害発生直後の緊急的な対応が必要な工事」

(3) 総括監督員評価項目 (4. 工事特性)

「急峻な地形及び土石流危険渓流内の工事」

⇒「被災箇所の措置や急峻な地形及び土石流危険渓流内の工事」

(4) 検査員評価項目 (2. 施工状況)

「社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。」

⇒「社内の管理基準の設定、管理方法が工種毎に明確であり、その内容に基づき管理していることが確認できる」

2 適用

令和2年2月1日以降に検査する工事から適用する。

3 その他

(1) 改正内容は、建設管理課ホームページにて閲覧できます。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/doboku-gijutu-reikisyu.html>

担当 建設管理課

技術管理担当 高野、中野、桑原

電話 048-830-5201

e-mail a5190-02@pref.saitama.lg.jp